

多文化教育の視座から見た博物館活動の研究
日本の先住民族アイヌの文化表象に関する課題を中心に

<論文概要書>

若園 雄志郎

1) 本論文の目的

本論は、先住民族の文化の継承及び発展を目的として、社会教育施設、特に博物館の活動に関して多文化教育の視点から検討を加え¹⁾、多文化・多民族社会における博物館教育のあり方についてについて考察するものである。博物館にある資料の解釈や博物館での教育活動にある歴史観は「正しい」ものであるとされてきたことに対し異議が唱えられてきたこと、同時に先住民族の文化に関する権利についての議論が先住民族の権利獲得に関する国際的動向の中でも高まっていることは、社会教育の分野においても十分に検討する必要がある。そこで本論では、博物館における先住民族の文化維持・発展の権利保障の方法及びその可能性を検討するとともに、そのためには先住民族自身の主体性形成の働きかけや、博物館での研究の蓄積を生かして先住民族と主流社会の相互の認識を深めるための働きかけを先駆的に行っていくことが必要であることを論証したい。また、本論では主に日本における先住民族であるアイヌ民族を中心として論を進める。

2) 本論文の構成

多文化教育の理念、及び先行研究を博物館における活動に引きつけて考えるとすれば、1) すべての地域住民に対する民族・社会階級などの差異にかかわらず平等な学習機会の保障、2) 展示内容から特定の民族集団に対するステレオタイプや偏見・差別の排除、3) 異なった民族・文化についての学習と差異の承認、4) 異なった民族・文化集団との交流機会の提供による相互認識と地域活性、5) 民族的アイデンティティの維持と継承の自由、が重要であるといえることができる。これらは本論の全体に関わる問題であるといえることができるが、本論では第1部として近代及び現代におけるアイヌ民族の位置づけと先住民族の権利について、教育と「展示」を中心とした近代国家成立過程におけるアイヌ民族の位置づけ（第1章）、国際条約における先住民族の権利（第2章）から述べる。ここには主に上述の1)及び2)に関連して歴史的・制度的な側面からの考察を行う。第2部として博物館活動の見直しと新しい試み及び地域における博物館を中心とした空間について、民族に関する博物館活動の見直しと新しい試み（第3章）、地域における博物館を中心とした空間（第4章）、アイヌ文化振興法と博物館（第5章）から述べる。第2部では主に3)～5)について事例を示しながら考察を加えるとともに、提起された課題について第6章で検討を加える。以上、全6章構成で博物館における多文化教育について論考する。

第1章は近代国家成立にあたって、学校における教育と社会における「展示」を通じて

アイヌ民族の自立が歴史的に妨げられてきた過程についてである。先行研究によればこの時期に教育においてはアイヌ民族の文化剥奪が行われたといえるが、他方「展示」においては「先進的な主流社会」と「伝統的な生活をしている先住民族」の対比が行われたといえるのである。このことは人類学者に「伝統的な民族文化」が消滅するという危機感を与え、アイヌ民族に関する資料の収集とアイヌ民族の「標本化」が進んだといえる。本章の目的は、現代の博物館において「正しい」とされてきた歴史である変化のない固定化された民族イメージが教育と「展示」を通じて近代国家成立の頃に成立し、また生活基盤を奪われ文化が否定されることにより自立の手段や環境が制限されていった過程について検証することである。

まず近代国家成立の過程におけるアイヌ民族の位置づけを、教育の面では開拓使仮学校附属北海道土人教育所及び対雁学校、そして旧土人児童教育規程の成立過程から考察する。北海道土人教育所はアイヌ民族の強制連行が行われ、また対雁学校は樺太アイヌを強制移住させた場所に設置された教育所であるが、どちらも「日本人」に同化させる教育が行われたのであった。また、一般の学校に入学したアイヌ民族に対しては教師による文化剥奪が行われてきた。次に「展示」の面では、第5回内国勸業博覧会における「学術人類館」、セントルイス万国博覧会における人類学館について検討する。これらの博覧会においてアイヌ民族は人類学的な「標本」としての扱いを受けるなど、現代の視点から見れば著しい人権侵害が当然のようにあったのだった。

現在、アイヌ民族についてはアイヌ文化振興法の制定や先住民族として認めることを求めることが衆参両院で決議されるなど、固有の文化や権利に配慮した様々な政策的取り組みが行われつつあるが、それ以前は蝦夷地・北蝦夷地が「無主地」として1869年に明治政府によりそれぞれ北海道・樺太として日本に編入されて以来、「日本人」に同化させる政策がとられてきたのであった。1869年5月21日の明治新政府による「蝦夷地開拓」の方針を決定するに当たっての「御下問書」には「蝦夷地之儀ハ 皇國ノ北門（中略）北部ニ至テハ中外雜居致處是迄官吏之土人ヲ使役スル甚苛酷ヲ極メ外國人ハ頗ル愛恤ヲ施シ候ヨリ土人往々我邦人ヲ怨離シ彼ヲ尊信スルニ至ルー一旦民苦ヲ救フヲ名トシ土人ヲ煽動スル者有之時ハ其禍忽チ箱館松前ニ延及スルハ必然ニテ禍ヲ未然ニ防クハ方今ノ要務ニ候間箱館平定ノ上ハ速ニ開拓教導等ノ方法ヲ施設シ人民繁殖ノ域トナサシメラルベキ」²とあり、「土人」すなわちアイヌ民族をこれまで酷使したため、外国人の煽動により反乱を起こすかもしれず、それを防止するために「開拓」「教導」を行わなければならない、とされていた。

その「開拓」「教導」の手段として成立したのが旧土法であり、また旧土人児童教育規定による旧土人小学校であった。これを契機としてアイヌ民族に対する植民地主義的な視線による同化と排除が成立したといえる。

第2章は先住民族の持つ権利についての国際的な議論が博物館の取り組みとどのように関係しているかについてである。博物館において民族に関する研究や展示といった活動を行っている場合、その民族の権利や存在を無視することはできない。特に人権や民族に関する資料を中心とした活動を行っている博物館においてはその活動の見直しが図られ、先住民族の権利の尊重のための活動が多く行われてきている。本章の目的は国際的な先住民族に関する議論を整理し、特に教育及び文化に関する議論の中で、「先住民族」は自らの意志とは無関係に主流社会において「被支配者となっている民族」であるために、その格差を是正する特別な措置が必要とされていること、そして先住民族自身の「自己決定」が重要であることについて述べることである。

本章では、先住民族の権利獲得の流れを、早くから先住民族の権利について取り組んできている国際労働機関（ILO）における議論と先住民族の権利に関する国際連合宣言より整理するとともに、これらにおける先住民族の権利について特に教育と文化から検討を加える。ただし1993年が国連により世界の先住民の国際年とされ、先住民族の権利宣言の草案が提出されるも、実際に採択されたのは2007年の国連総会においてであったように、権利については非常に長い時間をかけた議論が必要となる。このような動きは先住民族に対してエンパワーメントを行ったと考えられるが、同時に民族文化を扱った博物館においてはその内容を十分に反映させることが求められているといえることができる。

加えてそのような内容を志向したオーストラリアの博物館における行動指針について検討する。この行動指針に関しては「これからの博物館と先住民との関係をきわめて具体的に規定したものとして、すでに、オーストラリアのみならず、世界の博物館にとっても無視できない存在」³とされているものの、これまで詳細に検討した研究は日本国内にはなかったものである。

第3章は植民地主義的な博物館からの脱却の過程と取り組みと現代の博物館における文化表象と先住民族の関わりである。アイヌ民族が歴史的にその文化あるいは存在を抑圧され、断絶させられてきたことは、人権上大きな問題であることが国際的な先住民族をめぐる議論より指摘できるが、本章の目的としては、民族文化を扱った博物館における新しい試みを整理した吉田憲司の理論を元にして、主流社会により設立・運営された植民地主義

的な博物館における民族文化の表象の変化について事例研究を含めた考察を行うことである。

吉田が提示した「新しい試み」とは、旧来の展示に欠落していた部分を補おうとする修正主義的な展示、展示という営みそのものを見つめ直そうとする自省的な展示、展示する者とされる者、さらにはその展示を見る者との間の対話や共同作業を志向する展示、文化の担い手自身による「自文化」の展示である⁴。この論はアイヌ民族に関する教育普及活動を行っている博物館にも大きな影響を与えたといえる。

そこで事例としては北海道平取町の平取町立二風谷アイヌ文化博物館（以下、「二風谷博物館」）、北海道札幌市の北海道開拓記念館（以下「開拓記念館」）、オーストラリア・シドニーのオーストラリア博物館（Australian Museum）を取り上げる。

まず二風谷博物館を事例とした理由は、道内に暮らすアイヌ民族の約4割が日高管内に集中しているため管内人口（85,493人⁵）に占める割合が大きい点、また二風谷ダム裁判に見られるようにアイヌ民族にとっては特別な場所である点、さらには同館で展示されている資料はそのほとんどがアイヌ民族に関する資料⁶である点が挙げられるためである。二風谷博物館は「アイヌ伝統文化の今日的継承」を理念としており、現代工芸に関する展示も行われている。テーマ展においてはメッセージ性を強く含み、まず地元のアイヌの人々が自分たち自身の文化的伝統について再認識するための契機となっており、地域におけるアイヌ文化について共同で作業することで社会へ問題提起を行っていることを述べる。

次に開拓記念館を事例とした理由は、札幌市には道庁がおかれ、また人口の面からも北海道最大の都市であるという点、また博物館の名称に「開拓」と謳われているように、開拓記念館の役割の一つに「北海道開拓のなかで産みだされた文化財を中心にさまざまな歴史資料を収集保存、調査研究し、それらを体系的に整えるとともに、常設展示を核とする展示活動や教育普及の諸事業を通して、北海道の歴史と先人の遺産を後世に伝える」⁷ことがあり、主にアイヌ民族が居住していた土地を和人が「開拓」したという視点からの北海道の歴史に関する活動を行っていると考えられるためである。その「開拓」という歴史をふまえた上で多民族・多文化が存在する地域に対してどのように取り組んでいるのかを考察する。

そしてオーストラリア博物館を事例とした理由は、1827年にオーストラリア最大の都市であるシドニーに設立されたオーストラリアで最も古い博物館であり、その規模も国立オーストラリア博物館（National Museum of Australia）やメルボルン博物館（Melbourne Museum）

と並ぶ点、PPNO の作成に大きく関わったグリフィン (Griffin, Des) が策定当時オーストラリア博物館館長 (Director of Australian Museum) であり、同博物館を中心としてこの行動指針を具体化した取り組みへと発展させた点が挙げられるためである。同博物館はマジョリティ側が設立し先住民族の文化を扱っているため、日本国内の事例として挙げた上記の博物館の類型として考えることができる。

第4章は不特定多数がその地域を訪れることを念頭に置いた民族文化の維持・発展と主流社会に対する働きかけを行う空間における博物館の役割についてである。これは一般的には観光という行動を受けてのものとして捉えられている。観光は一見民族の文化を切り売りしている行為と捉えられてしまい、アイヌ民族に関して言えば民族衣装を着て観光客に対して土産物を売ることによって生活している者が「観光アイヌ」と揶揄されることが往々にしてある。もちろん観光が文化に与える影響はその状況や時代によって変化するが、文化を切り売りしているのではなく、文化を維持・発展させていこうとする主体的な取り組みであると考えられる必要がある。他者の視線があることを前提とした文化の維持・発展ではあるものの、継承されてきた、あるいは継承されるはずであった文化がどのようなものかを学ぶ拠点として博物館が利用されているのである。同時に博物館自体が観光の対象となることも留意する必要がある。すなわち博物館が一過性の来館者に対して民族の文化を表象するとき、博物館を拠点とした学習とは機会や量において差異があるのである。本章の目的は、人の移動が一般的となった現代において、訪問者を受け入れる側の文化に与える影響について理論的な流れを整理し、観光における民族の文化の維持・発展に関しての博物館の役割について論考することである。

ここではまず北海道の阿寒湖畔で開催されている「まりも祭り」について検討を加える。それは伝統文化を新たに解釈し文化の創造を行った事例として、地域の発展や阿寒湖畔のアイヌ文化に「決定的な影響を与えたもの」⁸が「まりも祭り」であるためである。これは他地域からの観光を念頭に置いているものであるが、文化を切り売りしていると捉えるよりはむしろ発展・創造し、地域における関係性を深めた事例であるといえる。次に博物館が観光の目的地として選定されている現状から、観光における博物館の役割について考察する。これまでの博物館における観光の位置づけを振り返り、観光について明確に述べているエコミュージアムの理念との比較検討を行う。

そして白老アイヌ民族博物館における事例を取り上げる。白老アイヌ民族博物館は1984年に観光施設であるポロトコタン内に設立された。民族を扱った博物館における新しい試

みとして「個々の民族による『自文化』の展示や、民族単位での博物館建設」⁹を挙げた吉田憲司は、同博物館に対して「アイヌ民族自身の手で設立され、今もアイヌ民族自身の手で運営されているこの博物館は、今日、世界で進んでいる先住民族による自文化展示を目的とした博物館建設の動きを先取りしたものといってよい」¹⁰として一定の評価を行っている。これは先住民族の文化を活動の中心とする博物館の設立・運営が主にマジョリティによって行われてきたためである。もちろんアイヌ民族自身の手で設立・運営されている博物館は他に萱野茂二風谷アイヌ資料館（平取町）や川村カ子トアイヌ記念館（旭川市）も存在している¹¹が、同博物館はその中でも最も規模が大きいと考えられる。同博物館について『白老中核イオル整備基本計画』の中では「白老アイヌ民族の観光の歴史がなければ、今日の（財）アイヌ民族博物館の活動は成立しなかったといっても過言ではない」¹²と述べられており、自らの文化を消費対象として他地域から訪れる者へ見せるという観光との関連が深いこと¹³を伺わせる。この背景を持つことで同博物館ではポロトコタンの野外博物館としての機能を重視しており、博物館の持つ多くの資料と併せてアイヌ民族についての知識が深まるような活動が行われている。同博物館の持つ今日的課題としては白老町が現在計画中の「イオル」（「伝統的生活空間」）において「中核イオル」として選定されたことに伴う博物館の位置付けである。「イオル」がアイヌ民族の文化を継承し発展させてゆく目的の下に設置されるのであれば、当然地域の歴史や民族の文化を扱う博物館は無関係ではいられず、むしろ重要な役割が存在すると考えられる。この「イオル」は基本的にアイヌ民族を対象とした複合的な施設であるが、一部は一般公開されることを踏まえた上で、研究は不可欠であろう。

第5章は現在アイヌ民族に関する唯一の法律であるアイヌ文化振興法が博物館にどのような影響を与えたかである。アイヌ文化振興法は「アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（中略）が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発（中略）を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与すること」を目的とするものであるが、文化の振興や普及啓発に特化した法律であり、アイヌ民族が求めていた土地に関する権利や自立化基金などについてが反映されたものではなかった。しかしながらこの法律の目的を達成するための業務を行う法人として財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構（以下「推進機構」）が設立・指定されたことはアイヌ文化に大きく影響を与えたと考えられる。

そこで本章ではアイヌ文化振興法と密接な関連のある推進機構と博物館の関係を考察することで同法が博物館に与えた影響について述べる。推進機構では1997年度より「アイヌ工芸品展」を北海道内外の博物館で毎年開催しており、2011年度までに17回、道外ではこれまでに12箇所で行われた。このアイヌ工芸品展は「国内外の博物館などが所蔵する民族衣装、生活用具、儀礼用具などのアイヌの伝統的な工芸品を展示・公開する「アイヌ工芸品展」を開催し、アイヌ文化への国民的な理解とアイヌの人々の伝承意欲の向上を図ろうとする事業」¹⁴であり、アイヌ民族に関する課題が北海道における地域問題ではなく、日本全体の問題であることを提示する機会となり得るのである。推進機構の事業でもう一つ博物館との関連が深いといえるのは「伝統的生活空間の再生」事業の一環としての伝承者育成事業である。それは実際にこの事業を委託されているのがアイヌ民族博物館であり、そこで行われている研修のカリキュラムを検討することにより博物館の教育機能について検討を加えることができると考えられる。

第6章は博物館における多文化教育の課題についてである。本章の目的は、第2部のここまでの考察を受け、第3章から提起された課題である博物館が民族の歴史や文化を主流社会の視点のみで提示し、アイヌ民族に対して「過去のもの」「下位のもの」といった差別的なイメージを形成してきてしまったことに対し、博物館はどのような専門性を発揮するのかについて、そして第3章及び第4章から提起される国際的な先住民族の権利獲得の流れの中で、博物館が先住民族の文化を語ってきたことに対して自省的となり、その活動を見直し新たな試みを行う中で、多文化教育の理念がどのように適用できるかについてさらに考察を加えることである。これらは前述の多文化教育における重要な点として挙げたものに関わるものであるが、特に前者は2) 展示内容から特定の民族集団に対するステレオタイプや偏見・差別の排除、及び3) 異なった民族・文化についての学習と差異の承認に、後者は3) 及び4) 異なった民族・文化集団との交流機会の提供による相互認識と地域活性に関わるといえる。

そこで本章では第2部における考察を踏まえ、博物館における「政治性」と「専門性」、民族に対するイメージと現代の展示、そして博物館における差異の承認においてどのような点が問題点となるか、について考察する。多文化・多民族社会においては相互の差異を承認が課題であるが、博物館における教育普及活動にそれらがどのように反映させていくことが可能であるか、また多文化教育の視点からどのような点が課題としてあげられるかを考察していく。

なお、第5章に関連する資料として1990年から2011年まで全国で開催された「アイヌ関連特別展一覧」、及び2008年より白老アイヌ民族博物館で実施している「伝承者（担い手）育成事業授業一覧（第1期）」を付した。前者については第1節で主にアイヌ文化振興法成立前後での開催数の変化及び開催地についてを分析、後者については第2節主に研修項目を内容によって分析し、考察を加えた。特に推進機構主催による「アイヌ工芸品展」は海外のアイヌ関係資料を含めた幅広い資料を展示しており、またアイヌ民族の文化や歴史の研究者による企画や論考が行われているため、非常に興味深い展示であるといえる。これら資料は1997年のアイヌ文化振興法以降、博物館における現代のアイヌ民族の文化表象と関連する取り組みがどのように行われているかについての参考資料とする。

具体的な章立ては以下の通りである。

序論

- 1 課題設定・研究の視点
- 2 論点
 - 2-1 アイヌ文化の継承と発展をめぐる議論
 - 2-2 先住民族の権利をめぐる議論
 - 2-3 博物館に関する議論
- 3 先行研究
- 4 章立て
- 5 民族呼称について

第1部 近代及び現代におけるアイヌ民族の位置づけと先住民族の権利

第1章 近代国家成立過程におけるアイヌ民族の位置づけ 教育と「展示」を中心に 序

第1節 近代国家成立過程におけるアイヌ民族への教育にみる同化

- 第1項 開拓使仮学校へのアイヌ民族の強制連行
- 第2項 対雁学校の設立とアイヌ民族の入学
- 第3項 北海道旧土人保護法と旧土人児童教育規程の成立

第2節 近代国家成立過程におけるアイヌ民族の「展示」における劣等視

- 第1項 第5回内国勸業博覧会におけるアイヌ民族
- 第2項 セントルイス万国博覧会におけるアイヌ民族

結

第2章 国際条約における先住民族の権利と自立

序

第1節 国際労働機関における先住民族の位置づけ

第1項 ILO 第107号条約における先住民族

第2項 コーボウ報告における先住民族

第3項 ILO 第169号条約における先住民族

第2節 先住民族の権利に関する国際連合宣言における先住民族の権利

第1項 先住民族の権利に関する国際連合宣言の審議と二風谷ダム裁判

第2項 先住民族の権利に関する国際連合宣言の規定と博物館

第3節 オーストラリアの博物館における先住民族との協働

第1項 行動指針“Previous Possessions, New Obligation”の策定とその評価

第2項 改訂版 CCOR の策定 「自己決定」と「雇用と養成」

結

第2部 博物館活動の見直しと新しい試み、地域における博物館を中心とした空間

第3章 民族に関する博物館活動の見直しと新しい試み

序

第1節 民族に関する博物館活動における新しい試み

第1項 民族に関する博物館活動の見直しに至る背景

第2項 博物館における新しい試み

第2節 日本国内における事例

第1項 日本国内のアイヌ民族に関する活動のある博物館

第2項 平取町立二風谷アイヌ文化博物館の取り組み

第3項 北海道開拓記念館の取り組み

第3節 オーストラリアの博物館における事例研究

第1項 オーストラリア博物館の取り組みと先住民族との協働

第2項 オーストラリアにおける博物館資料返還の意義

結

第4章 博物館における教育活動としての空間

序

第1節 文化の維持・発展・創造としての観光の視点から見た博物館

第1項 観光における博物館の利用

第2項 観光における民族の文化の創造

第3項 エコミュージアムの概念における観光と既存の博物館の関係

第2節 伝統的生活空間（「イオル」）の再生と白老アイヌ民族博物館

第1項 白老アイヌ民族博物館と観光の関係

第2項 伝統的生活空間（「イオル」）の再生と自立

第3項 白老地域計画と博物館の役割

結

第5章 アイヌ文化振興法と博物館

序

第1節 アイヌ関連の特別展とアイヌ工芸品展の分析

第1項 アイヌ関連特別展の分析

第2項 財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構によるアイヌ工芸品展の分析

第2節 アイヌ民族博物館における伝承者育成事業の分析

第1項 伝承者育成事業カリキュラム案による研修内容

第2項 研修内容の再分類

結

第6章 博物館における多文化教育の課題

序

第1節 博物館における「政治性」と「専門性」

第2節 アイヌ民族に対するイメージと博物館の関係

第3節 博物館における多文化教育へ向けての課題

結

結論

資料1 アイヌ関連特別展一覧（1990年から2011年まで）

資料2 伝承者（担い手）育成事業授業一覧（第1期）

研究業績一覧

注

3) 本論文の各章の概要

第1部では教育と「展示」を中心とした近代国家成立過程におけるアイヌ民族の位置づけと、国際条約における先住民族の権利について述べてきた。これらは博物館における多文化教育で重要な点である 1) すべての地域住民に対する民族・社会階級などの差異にかかわらず平等な学習機会の保障及び 2) 展示内容から特定の民族集団に対するステレオタイプや偏見・差別の排除、について歴史的・制度的な側面からの考察といえる。すなわち、「差異にかかわらず平等な学習機会」が奪われてきた過程と「特定の民族集団に対するステレオタイプや偏見・差別」の構築過程、そしてそれらの排除を目指した権利保障についての考察である。

①第1章では日本が近代国家として成立してからアイヌ民族の自立が歴史的に妨げられてきた過程を教育と展示の2つの視点から考察した。

まず、「日本人」へアイヌ民族を統合していく流れの中で、最初の学校における体系的な教育を行った東京の開拓使仮学校附属北海道士人教育所及び開拓使第三官園における教育について述べた。これは開拓使によるアイヌ民族の強制連行・入学であり、「陋醜」な「風俗」を改めさせ日本人へと同化させていくことを目指したものであった。ここでのアイヌ民族への視線は、教育を受けたことで「外観實に立派なる風貌」¹⁵になったとしているが、それはあくまでも外見上のことであり、実際の認識は「陋醜」というものから変わらなかったといえる。次に北海道における最初のアイヌ民族の学校である対雁学校について述べた。これは樺太アイヌを強制移住させた場所に設置された教育所である。ここではアイヌ民族を「まつろわぬ者」として見ており、飴と鞭により「誘導」という視線が明らかとなっている。アイヌ民族に対する教育に関してこれらの次に大きな出来事となるのは、1899年の旧土人保護法（旧土法）制定と1901年の旧土人児童教育規定であった。ここではアイヌ民族に対する教育の本質としてはアイヌ民族の個性や文化を全面的に否定し、日本語だけの教育を行い、徹底的な同化・皇民化教育を行ったといえる。このように、アイヌ民族は和人にとって北海道開拓をすすめる上では排除すべき存在であるために、民族としての自覚や自立を失わせ、形の上では「日本人」に文化や言語の上では同化させていくことを目指した一方で、「日本人」ではなく「旧土人」という枠組みに押し込み続けてきたことができるのである。

一般へ向けた教育形態の一つである展示において、アイヌ民族の存在をどのように示し

ていたかは、1903年の第5回内国勸業博覧会における「学術人類館」が端的に表しているといえる。これは人間自体を展示対象としたものであるが、「学術」の名の下に「余興」として「研究対象」を見世物とした展示であった。このような人間を見世物にすることへの批判は存在していたが、アイヌ民族自身からではなく、他の民族による「アイヌ視」への批判であった。すなわち、ここでの視線としては「アイヌ視」することが「侮辱」であるとするもの、そして「アイヌでありながら教育について語るアイヌ」を評価するという視線であった。海外において初めてアイヌ民族自身の「展示」が行われたのは1904年のセントルイス万国博覧会であった。ここでは工業の発展が国家や民族に優れた影響を与えていることを示そうとするためにアイヌ民族をはじめとする「未開」の民族が選定され集められたのであり、民族の優劣を近代化の程度によって明らかにしようとし、それを固定化させることでアイヌ民族の自立への道を狭めていったということができる。

以上のようにアイヌ民族に関する教育と展示について検討したが、これらが現代においても根強く残る差別の始まりであるということができるだろう。つまり、和人への同化を求める一方で、「劣ったもの・下位のもの」であるアイヌ民族と「同一視」されることを受け入れることはなかったのであった。しかし西欧との比較において「同一視」が和人への利益になると判断された場合は例外であった。ここに現代の多くの博物館での変化のない固定化された民族イメージの端緒があると考えられる。つまり「先進的な主流社会」が「伝統的な生活をしている民族」を表象しているといえ、これは「展示する側＝征服者」と「展示される側＝被征服者」の区別があったと捉えることができるといえる。

②第2章では先住民族の持つ権利について国連における議論及び国際法より整理し、特に教育に関する権利及び文化に関する権利について考察を加えた。日本ではアイヌ民族が先住民族とされてから日が浅いために、1950年代から議論されてきた先住民族に関する国際的な定義や文化に対する権利を検討する必要があるためである。

国際労働機関（ILO）における議論で、まずILO第107号条約採択に至る議論とその内容について述べた。第107号条約は1957年の採択時において先住民族に目を向けるなど一部は評価できる。しかし、先住民族の社会などを主流社会と同等に「引き上げる」ことを目的とする社会進化論に基づく優生思想的な認識が中心であった。これに対する批判がなされたコーボウ（Cobo, Jose Martinez）により提出された「先住民に対する差別問題の研究報告書」（コーボウ報告）及び第169号条約では、「先住民族」を「被支配者となっている

民族」と規定しており、先住民族が可能な限りの決定権を有すべきことが述べられていた。また、教育に関しては「少なくとも同等の立場で」とされており、アファーマティブ・アクションなどの措置を講ずることが求められていると考えることができる。識字教育についても先住民族自身の言語を用いることが第一とされ、同時に主流社会に対する相互認識を深めるための教育についても述べられていた。しかしこれら施策について先住民族の「合意」ではなく、先住民族との「協議」となっていた点には問題が残ると考えられる。

次に先住民族の権利に関する国際連合宣言（権利宣言）における先住民族の権利についての考察を行ったが、この宣言は ILO 第 107 号条約に見られたような社会進化論的同化主義について強く否定したものであった。特に第 11 条から第 15 条では先住民族は文化を「維持し、保護し、及び発展させる」権利があり、また、遺骨や祭礼具などの「資料」の返還についても述べられている。博物館が先住民族の権利を尊重するためには先住民族との協働が不可欠であると考えられる。また権利宣言では先住民族の文化などに関して、その社会の全ての構成員が「寛容、理解及び良好な関係」を持つために、文化だけではない先住民族に関する情報についても注意を払うべきであるとしている。このことは相互認識を深めるための多文化教育が必要であることが述べられているといえる。

このような国際的な議論を背景とした博物館活動としてオーストラリアの事例について検討した。まずオーストラリア博物館協会が策定した 1993 年と 2005 年の行動指針についてその内容を検討した。これらは先住民族の権利に対する意識の高まりを受けての策定であるといえる。1993 年の行動指針では遺骨や祭礼具などの返還についての議論を引き起こしたが、結局は遺骨や祭礼具など注意が必要な資料への対応や、展示などの博物館活動での先住民族の将来像の伝達が多くの博物館で行われたのであった。同時に博物館にある先住民族の文化に関しての資料の管理に対する彼らの権利意識の高まり、博物館と先住民族の関係の強化・改善、来館者の先住民族に対する認識の高まりが見られ、一定の評価ができるといえる。2005 年の改訂版と合せて博物館活動を見直すことで、それまでの博物館が持っていた一方的・植民地主義的な博物館観からの脱却を図ろうとしたといえる。

このように、教育活動においては文化に関する権利が先住民族にあることを充分念頭に置く必要がある。日本の博物館では各博物館が独自の活動を行っているといえるが、文化に関する権利を基本的人権として捉え、最低限従うべき指針の作成を行うことも取り組まなければならないだろう。そして実際の協同においては権利宣言あるいは何らかの指針に沿った取り組みをすることで社会への働きかけを行うことが求められていると考えられる。

以上のように、第1部では近代及び現代におけるアイヌ民族の位置づけと先住民族の権利について、教育と「展示」を中心とした近代国家成立過程におけるアイヌ民族への視線と、国際条約における先住民族の権利について述べてきた。

日本の近代国家の成立過程においては、「日本人」に統合すべくアイヌ民族に対して平等とはいえない学習の機会しか存在しておらず、教育及び展示を通じて特定の民族集団に対するステレオタイプや偏見・差別が成立していったといえる。しかし各国の先住民族も同様の状況があり、その権利保障の議論が高まったことを背景に、第169号条約や権利宣言などの明文化された権利が示されるようになってきたのである。このことは博物館においても同様であり、事例として取り上げたオーストラリアのように、先住民族の権利保障を背景とした行動指針の作成とそれに基づいた取り組みが行われるようになってきたのであった。これらは日本においても行動指針やそれに類する明文化された指針の作成の必要性やそれへ向けた示唆であると考えることができる。

第2部では博物館活動の見直しと新しい試み及び地域における博物館を中心とした空間について、民族に関する博物館活動の見直しと新しい試み、観光における博物館の教育的意義、博物館におけるアイヌ文化振興法の意義から考察を加えてきた。これらは博物館における多文化教育で重要な点のうち、主に3) 異なった民族・文化についての学習と差異の承認、4) 異なった民族・文化集団との交流機会の提供による相互認識と地域活性、5) 民族的アイデンティティの維持と継承の自由、に関連しているといえ、事例を示しながら考察するとともに、その上で提起された博物館における多文化教育の課題について検討を加えた。

③第3章は植民地主義的な博物館からの脱却の過程と現代の博物館における文化表象について、特に先住民族に関する活動を行うための博物館像について考察した。まず、民族に関する博物館活動における新しい試みについて、民族に関する博物館活動の見直しに至る背景について考察した。民族に関する資料の価値判断は本来の所有者から離れ、研究者や博物館関係者によってその価値が表象されてきたのであった。事例では展示企画者が西洋的視点から「部族美術」を評価したことに対して、その評価が西洋社会の収奪の結果であるとの反論を受け、博物館が自らの活動に対して自省的にならざるを得なくなったこと、また、先住民族との十分な協議や共同作業が必要であることが明らかとなった。

この流れを受けた博物館における新しい試みについて、修正主義的な展示・自省的な展示・対話や共同作業を志向する展示・「自文化」の展示があるとした吉田憲司の理論を援用して考察した。現代の博物館は19世紀の植民地主義に基づく活動内容から着実に変容を遂げつつあるということである。それは博物館において、それぞれが相手の文化に対して知識を得ることにより人権やアイデンティティに対する認識を深めることを助ける装置に変化してきているといえるのである。

次に日本国内の事例、特にアイヌ民族に関する活動を行っている博物館における事例を挙げて考察した。日本の博物館では多くの場合、展示や活動内容が先住民族であるアイヌ民族を十分に考慮されたものとはなっていないといえるが、いくつかの先進的な事例から、今後の先住民族と博物館の関係を考える示唆が得られるといえる。

平取町立二風谷アイヌ文化博物館を事例とした考察では、「アイヌ伝統文化の今日的継承」を理念としており、現代工芸に関する展示も積極的に行われている。同博物館では、テーマ展においてはメッセージ性を強く含み、まず地元のアインの人々が自分たち自身の文化的伝統について再認識するための契機となるものであった。またアイヌ文化振興クラスター事業のように現在も受け継がれていくアイヌ文化を地域住民とともに育てていく活動における重要な位置を占めるなど、地域におけるアイヌ文化について共同で作業していき、社会へ問題提起を行うという活動もあった。北海道開拓記念館を事例とした考察では、展示改訂を経て現在では「開拓」した和人とアイヌ民族の相互認識を深めるための活動を行っていることがまず確認できる。また、展示を補うためにテーマ展や特別展が開催されているが、そのうちのいくつかではこれまでの活動を自省的に検討し直し、マジョリティである和人に対するメッセージ性を強く持った活動を行ってきた。特に後者のテーマ展では展示に対する「誤読」について検証したものであり、博物館は決して無謬でもなく中立でもないことを示したものとして注目できるものであった。なお、この「誤読」に関しては第6章で改めて検討を行った。前述のオーストラリアにおける事例としてはオーストラリア博物館を取り上げた。ここでは先住民族による文化遺産の保護・管理の補佐としての活動が重視され、小規模資料館の設置やワークショップの開催、職員養成や研修、情報提供、教育方法の提示、情報提供などが行われたのであった。

また、博物館資料の先住民族への返還の意義についての検討を行った。代表的な博物館や大学において先住民族の遺骨は大量に「資料」として保管されていたが、返還を行うことで先住民族はその伝統性やアイデンティティを取り戻す一助となることができるという

効果があった。そのためには博物館と先住民族による調査・研究が必要となってくるが、このような活動は民族のアイデンティティに関わるだけではなく、その民族自身がそれらを主体的に検討し自立への道筋を探るためにも必要となってくると考えられる。

本章では以上のように民族に関する博物館活動の見直しと、その反省による新しい試みについて考察を加えてきた。この新しい試みについては吉田による4つの類型化が整理されたものであるということができ、その類型化の検討と日本国内及びオーストラリアにおける事例を通じて主流社会にある博物館が先住民族の文化に関してどのように取り組むことが可能であるかを探った。そこから民族に関する活動を行っている博物館に必要な機能としては、現代への意識を活動のコンセプトとして持つこと、地域や社会に対する問題提起を行うこと、博物館の無謬性に対して批判的に検討すること、そして民族自身が自らの文化を語るために必要なスキルを得るための機会を提供することであることが明らかになったといえる。

④第4章では民族文化を対象とした観光を通じての文化の維持・発展と博物館の役割について考察を加えた。ここでは文化を流動的と捉えるか、その文化が真正であるかどうかを誰が判断するのかが焦点となっていた。その判断は文化の所有者たる住民や民族が行うものであるものの、彼ら自身のみではなく、他者との相互の関わりの中でその判断を行っていくのである。ここでの事例からは、住民としての主体性、一方ではアイヌとしての民族アイデンティティを高めていくだけではなく、来訪者自身もその地域・民族への多様性への認識を深め共同意識を涵養していく効果が存在しているといえる。これを博物館に引きつけるとすれば、観光による来訪者と住民や民族を繋ぐ媒介として博物館は重要な役割を持っており、来館者に対して文化の所有者たる住民・民族が選択した文化をそこにおいてどのように提示していくかを当該地域の住民・民族自身が検討していかななくてはならない。

観光を主眼の一つとして考えている博物館としてエコミュージアムがある。エコミュージアムは住民参加を前提とし、生活と環境が調和したものであり、来訪者に対しても積極的な働きかけを行うことで一方通行の文化の提示に留まらず、その活動を通じて自らの文化や歴史を見つめ直すことで相互に認識を深めることが目指されているといえる。エコミュージアムは一般的な博物館の問題点を提起したものであるということができ、固定化したイメージに対して文化の所有者が真正であると解釈した文化の姿を提示するのが博物館やその地域全体の役割である。

次に伝統的生活空間（「イオル」）の再生と白老アイヌ民族博物館について検討した。観光と結びついた活動は批判されることもあったが、観光として訪れる人々に対してどのようにそれらを提示してみせるかといった質を改善することで文化を保存し継承することの意義を示してきたといえる。ただし、「イオル」とはあくまで見本として捉え、これを元に民族としての自立の姿を訴える手段として活用していかなければならないといえる。つまり議論をさらにアイヌ民族自身や住民も関わって深める必要があり、来館者と住民や民族を繋ぐ媒介としての博物館の役割を深める必要があるといえる。

アイヌ民族博物館は知識・技術などの経験を生かして指導者育成・伝承者育成事業などに取り組んでおり、博物館の教育機能が発揮されていると考えられる。また、アイヌ文化振興・研究推進機構の白老イオル事務所も近隣に設置され「現在」を意識した活動の拠点として機能しており、アイヌ民族博物館との連携が模索されている。先住民族に関する議論が活発になっていることを考え、文化だけに偏らない活動が必要であるといえる。

本章で明らかとなったことは、観光における博物館の役割が、不特定多数の来館者がその地域の文化に対して認識する契機となるだけではなく、発展・創出された文化に対する議論を深め、その文化がどのような背景の元に選択され変化してきたのかを提示することであるといえる。また従来からの博物館の機能として持っている保存・研究機能を生かしその文化の変遷を記録し調査も引き続き併せて行うことで、観光における地域文化を改めて住民自身が位置づけることが可能となるということが明らかとなった。ただし、観光とは地域や民族のアイデンティティに対し働きかけ影響を及ぼすが、それはアイデンティティ確認のための一手段に過ぎず、観光における文化の発展・創造は確かに存在するものそれは文化の総体ではないことには注意を要するといえる。それ故に地域住民・民族、さらに来訪者はそれぞれが観光における文化が限定されたものであることを認識していかなければならないのである。地域住民・民族・来訪者相互の仲介をし、総体的な認識を深める装置として博物館はその地域において必要とされるのである。

⑤第5章では1997年の「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）の博物館に対する影響について考察を加えた。同法と博物館の関係を見るためには、同法に基づく事業を統括する団体としての財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構推進機構（推進機構）の活動を検討する必要がある。

まず、全国で開催されたアイヌ関連の特別展について検討し、併せて推進機構によるア

アイヌ工芸品展の分析を行った。アイヌ民族に関する特別展の転換点となったのは1993年の世界の先住民の国際年（国際先住民年）であった。特に北海道開拓記念館、東京国立博物館、国立民族学博物館では現代の工芸作家にも焦点を当てており、国際先住民年をきっかけに「現代に生きるアイヌ」を強く知らせようとする内容の特別展が開催されたのであった。これは民族に関する活動を行っている博物館がその展示や活動を自省的に見直す世界的な潮流とも合致した動きであるといえる。またそれ以降では推進機構や北海道立アイヌ民族文化研究センターにより年間複数回の特別展が企画されており、アイヌ民族に関する学習の場は少しずつではあるが増えているといえる。推進機構のアイヌ工芸品展は海外からの資料の展示やアイヌ民族の工芸作家との共同作業を積極的に行っていた。同時にこの特別展の大きな意義としては北海道外における教育普及活動を定期的に行っていることである。ただし、北海道外の博物館であってもアイヌ民族に関する資料を所蔵している機関は多く存在しており、それらを意識的・積極的に活用することでアフーマティブ・アクションへの理解を促進することもできるだろう。

次に伝統的生活空間の再生事業の一環としての伝承者育成事業について述べた。これは推進機構がアイヌ民族博物館の持つ経験や情報を含めた資源を評価したことで委託されたといえることができるが、伝承者育成事業が博物館の持つ教育機能が一般来場者に対してだけでなく、文化の担い手を養成するという方向にも発揮されたといえる。ここでは2008年度から2010年度の第1期について分析を加えた。この研修のカリキュラムは実践面・理論面ともにカバーする内容となっており、「文化を教える」にはどのような方向性を持つべきかについての示唆となるだろう。しかし実際には実践的な側面の充実が見られ、理論面にあたる一般教養や教育方法といった内容に関しては不十分な点も指摘できる。今後の課題としては大学や研究機関との協力により、理論的な側面をどのように教えるかといった方策を考えていかなければならないだろう。

本章で明らかとなったことは、アイヌ文化振興法と推進機構の活動において博物館と関係が深いといえるのは「アイヌ文化の振興」と「伝統的生活空間の再生」であるが、どちらも「現在」をどのように伝え、どのように受けついでいくかの模索といえることができる。このような活動が可能になったという点においてアイヌ文化振興法は評価することができる。ただし同時にそれらの活動からアイヌ文化振興法の範囲を超える土地などの権利に関する課題について、社会への働きかけや学習活動の支援を継続していく必要があるといえるのである。同時に、アイヌ文化を伝承してきたアイヌ民族の専門家は非常に少

ないことにも留意しなくてはならない。これはその知識の伝承が地域的・時間的に制約されるということであり、そのためにも博物館をはじめ大学や研究機関の持つ資料や蓄積を生かしていく必要が緊急に存在しているといえることができる。

⑥第6章では第2部のこれまでの考察、特に第3章から提起された課題である博物館が民族の歴史や文化を主流社会の視点のみで提示し、アイヌ民族に対して「過去のもの」「下位のもの」といった差別的なイメージを形成してきてしまったことに対し、博物館はどのような専門性を発揮しうるのかについて、そして第3章及び第4章から提起された国際的な先住民族の権利獲得の流れの中で博物館が先住民族の文化を語ってきたことに対して自省的となり、その活動を見直し新たな試みを行う中で、序に示した多文化教育の1)～5)の理念を踏まえ主流社会と先住民族の差異の承認がどのように行えるかについてさらに考察した。

まず、博物館における「政治性」と「専門性」について述べた。これは第3章で考察を加えた博物館における自省的な取り組み、そしてそれを受けた新しい試みを行う際に、主流社会からの視点の恣意性が加わってしまうことを博物館が「専門性」として自覚した上で、そのような取り組みを行うことが必要であることを提示するためである。博物館の「政治性」とは、その活動において学芸員ないしはその活動の立案者の意図が反映されている。これは識字教育において中立普遍的な教育方法は存在していないとするものであったのと同様であるといえる。つまり博物館における教育活動では、その活動である歴史や文化を無批判に「正しい」としてしまうのではなく、中立的な展示はあり得ないと認識した上で、なお中立を目指すための問題提起を行うことが必要であるといえる。また、多文化教育の理論において、そこに批判的教育学の側面があるということは、学習者の批判的な視点を養うような教育を行うことが必要であることを示唆したものである。そして博物館学芸員や職員は社会に対する問題提起を行っていくことが求められているといえ、このことも「専門性」であると考えられる。

次に、これまで博物館がアイヌ民族に対して過去のものであったり下位のものであったりといったイメージをつくりあげることに関わってきたことを見直すためには、民族の現代の姿を示す必要があることについて指摘するため、アイヌ民族に対するイメージと博物館の関係について述べた。博物館が民族のイメージを形成する一端を担ったことは否定できないが、現代の博物館がなさなくてはならないことは一元的な民族イメージからの脱却

を図ることである。これはその文化を表象する権利がどこにあるのかを問い続けるとともに、その民族の現代における活動を示すことが重要であるといえるのである。民族の現代の姿を提示することは第3章や第4章で述べたとおり、民族に関する活動を行っている博物館に求められる活動内容であるといえるが、どのような展示を行ったとしても、その展示を見る側に起きうる「誤読」は避けることが難しく、同時に自由な学習を保障するという観点からは「誤読する自由」もあるといえる。しかしその誤読により民族に対して差別的な、あるいは民族自身が望んでいないイメージが生じてしまうことを考えれば、「誤読する自由」は極力排除していかなければならないだろう。ここで明らかとなったのは、民族が望まないイメージを避けるためには主流社会との対話が必要であり、そのための場として博物館をつくりあげなくてはならないということである。

そして、博物館における主流社会と先住民族の差異の承認においてどのような点が問題点となるかを考察した。多文化・多民族社会においては相互の差異を承認が課題であるが、民族を厳密に区別することは異文化に対して排他的になる危険性も存在しているといえる。そのため、民族としてのアイデンティティを維持しながらも社会的に共生を図っていくためには博物館においても多文化教育の理念を尊重することが必要である。ここで重要な点としては、ILO 第169号条約などにも言及されているアファーマティブ・アクションに対しての博物館の取り組み、そして「管理者」としての博物館の立場が重要であることについて述べた。博物館におけるアファーマティブ・アクションは補助金などによる支援だけではなく、博物館において先住民族が独自の活動を行う際には優先的な利用を認めること、学芸員や司書などの専門的職員への優先的な登用などがある。また、社会教育職員が基本的に指導と助言を行うことと同じ方向性であるが、博物館側は資料の「管理者」であることが求められている。ここで明らかとなったのは、博物館のみがその文化について語るができるのではなく、その文化を所有する民族に対して社会教育職員あるいは管理者として、博物館の専門性を生かした補佐や助言を行うことで、その民族の文化に関する権利を保障していく必要があり、博物館という公共性を持つ場でそのような取り組みを行うことにより多文化・多民族が地域に存在する社会に対して相互認識への提言を行っていくことができるということである。

本章の考察を通じて明らかとなった博物館における多文化教育へ向けての課題をまとめれば、民族に関する活動を行っている博物館における「専門性」とは博物館の活動から政治的社会的文脈についても考慮し社会に対する働きかけを行っていくこと、主流社会との

対話の場として博物館をつくりあげなくてはならないこと、博物館のみがその文化について語るができるのではなく、その文化を所有する民族に対して社会教育職員あるいは管理者として、博物館の専門性を生かした補佐や助言を行うことで、その民族の文化に関する権利を保障していく必要があること、であるといえる。

4) 本論文の独創性と残された課題

以上のように、博物館がその文化に関する研究の蓄積を生かして、多文化・多民族社会における先住民族及び主流社会に関する基礎的な認識を獲得し深めるための働きかけを先駆的に行っていくことが必要であることについて考察してきた。

本論文における独創性としては3点挙げられる。第1に、社会教育施設である博物館が、現代課題である多文化・多民族社会においてどのような教育を行いうるかについて論じた点である。文化人類学や考古学などの分野からの日本における先住民族であるアイヌ民族に関する論文は数多い。しかし社会教育の分野においては非常に少なく、また教育学においても、主に教育史としてアイヌ民族への教育を論じたものはいくつかあるが、それが現代のアイヌ民族にどのように関わっていくのかについての言及は限られていたといえる。第2に、先住民族の権利、すなわち文化を維持し発展させていくという基本的人権の一つとして博物館における民族に関する活動を捉え直した点である。博物館での現代課題である多文化・多民族社会における教育では、まず博物館が民族の文化や権利に関する課題について認識し、中立的な活動はあり得ないものの、それでもなお中立を目指そうとするという視点に立って自らの活動を見つめ直していく必要がある。ともすれば政治的になりがちな民族問題であるが、基本的人権の一つとして民族としての文化を継承し発展させていく権利があることを踏まえた社会に対する問題提起を行っていかなければならないと考えられる。そのための環境を民族や文化についての情報や研究成果を生かして整えていくことが博物館には可能であるということができるのである。第3に、博物館におけるアイヌ文化の伝承者育成にみられるような博物館における教育の新たな側面を提示したという点である。博物館における教育は展示を通じたものや各種発行物、市民サークルへの支援、あるいは学芸員養成という側面から行われてきたといえるが、民族独自の文化を担う者を博物館がその情報等を生かして体系的に養成することは極めて少ない事例である。これは事例で挙げたアイヌ民族博物館だけが可能なことではなく、大学との連携や講師の派遣、カリキュラムの整備によって、他の博物館でもその地域に即した教育活動が可能になると

考えられるのである。

これらに基づき本論の考察をまとめれば、まず現代におけるアイヌ民族に対する視線は、近代国家成立時のアイヌ学校及び博覧会での明確な位置づけから可視的でなくなったというだけであり、現代の多くの博物館においても変化のない固定化された民族イメージを作り上げてしまったと考えられる。これは「先進的な主流社会」が「伝統的な生活をしている民族」を表象しているという構図であり、その構図を変えない限りその活動はアイヌ学校や博覧会における「展示」と本質的に変わらないといえることができる。このような構図への反省から博物館における新しい試みが行われるようになってきたが、その際には国際的な先住民族の権利獲得の流れについて認識する必要がある。

国際条約においても先住民族は元々社会進化論に基づく同化主義的・植民地主義的な認識であったが、人権に関する法整備が整ったことにより先住民族の権利もまた人権であることが認められてきたのであった。ILO 第 169 号条約に見られるアファーマティブ・アクションなどの措置の要求や、識字教育において先住民族自身の言語を用いることが第一とされ、同時に主流社会に対する相互認識を深めるための教育が重視されたこと、そして権利宣言における文化を維持・保護・発展させる権利、遺骨や祭礼具などの「資料」の返還の規定はまさしく博物館が取り組むべき課題であるといえる。

不特定多数の訪問という点に注目すれば観光は博物館にとって無視してはならない要因であるといえる。もちろん地域における博物館としては地域住民ともいえる先住民族の学習が第一とされるが、現実的な課題として一過性の来訪者に対しての情報の提示をどのように行うかは十分検討する必要がある。事例として挙げた「まりも祭り」のように、創造された祭礼であったとしても、伝統文化を一切無視したものではなく、むしろ伝統を発展させるという視点から創造されたものであった。そのため、文化が維持され創造され発展していくことは一概に「真性」ではないとはいき切れない。そのような文化の姿についても提示し、現代において「伝統」がどういう意味を持つのかについて示していくのが民族に関する活動を行っている博物館の役割である。

博物館における多文化教育において重要な点としては平等な学習機会の保障、ステレオタイプや偏見・差別の排除、多民族・多文化についての学習と差異の承認、相互認識と地域活性、民族的アイデンティティの維持と継承の自由、が挙げられた。これらは民族に関する活動をしている博物館における新しい試みとして修正主義的な展示・自省的な展示・対話や共同作業を志向する展示・「自文化」の展示が挙げられる中、まだまだ十分に生かされ

ていないといえるものの、そこへ向けた取り組みはいくつかの博物館で行われている。特に二風谷博物館では現代的な課題を重視した取り組みが行われており、そこにアイヌ民族自身が主体的に関わることで文化や伝統について見つめ直す活動が行われており、また開拓記念館では特別展を通じて主流社会に対する問題提起を行っていた。確かに先住民族と博物館の関係においては共同作業あるいは「自文化」の展示は重要な課題となるが、博物館には必ず第三者として来館し、そこで学習する者がいることから、主流社会の中で先住民族と博物館をどのように位置づけるかを今後とも検討していかなければならない。

また、本論で考察したアイヌ文化の表象に関する課題として最も大きいものはアイヌ民族自身が文化を語る事が難しい状況がまだ存在しているということである。本論では文化を語るための環境醸成が行われていることについて検討し、その環境自体は徐々に整ってきているということができる。しかし、第5章における「担い手育成事業」にみられるように、断絶させられてしまった文化を再び語れるようになるためには何が必要であるのかは現在でも模索段階にあるといえる。また、アイヌ民族の中で学術的に自らの文化や歴史を位置づけることのできる研究者は非常に限られているために、今後どのように専門家・研究者を養成していくのかは大きな課題となってくるといえる。

本論で残された課題としては次の3点であるといえる。第1に、本論で検討した事例は主に北海道の博物館におけるものであったために、北海道外における事例については検討できなかった点である。理論的な面で多文化教育は多くの論考が行われてきており、海外事例も多数報告されている。しかし、博物館における多文化教育について、北海道だけの事例分析だけでは不十分であろう。アイヌ民族を取り巻く課題は北海道だけではなく日本全体としての課題であることは明らかであるために、北海道外における事例の分析や手法の検討について今後研究を重ねていく必要があるといえる。同時に北海道内であっても地域差が大きいことから、その地域の実情をさらに検討しなければならないだろう。第2に、本論では学校教育については明治期のみの考察となってしまったが、現代に至るまでの学校における教育、そして社会教育を含む教育はどのようなものであったのかを検証していかなければならないという点である。博物館のみでアイヌ民族への教育活動が完結することではなく、学校教育と社会教育のそれぞれにおいて総合的に教育を行っていかねばならないといえるが、現代に至るまでのアイヌ民族に関する教育内容を学校教育と社会教育の双方から検討することで、「日本人」へと組み込まれていった過程を検証し、そこから民族としてのアイデンティティを形成するためには何が必要となってくるのかを考察しな

ればならないだろう。第3に、学校における教育との連携についての考察を行っていく必要があるという点である。博物館における教育では、その活動にアイヌ民族自身の文化や歴史に関する強い思い入れを反映させたとしても、あくまでもそれに関する学習は個々人の自由意志になるために、その理解や捉え方は個人差が大きいといえる。しかし基本的人権の一つとしてアイヌ民族自身の思い入れを捉えるとするならば、許容される「個人差」には限界があるといえるだろう。そのため、カリキュラムとして体系的に行われている教育との連携を行うことで、主流社会のアイヌ民族に対する認識をさらに効果的に深めていくことができると考えられる。

注

- ¹ 類似の意味を持つ用語として「異文化間教育」(intercultural education)があるが、「多文化教育」(multicultural education)が主にアメリカやイギリスで使用されているのに対して、「異文化間教育」はドイツやフランスなどのヨーロッパ大陸諸国で使用されている。これらに関する理論的考察・具体的政策・教育実践の間には大きな差異はなく使用されているが(江原武一「公教育における多文化教育の展開」(江原武一編著『多文化教育の国際比較』玉川大学出版部、2000)、p15)、小林哲也と江淵一公によれば多文化教育は「一国の多文化社会内での異民族・異文化間の共存の問題」、異文化間教育は「国内・外での異民族・異文化間の接触によって生ずる問題」に課題を限定している(小林哲也、江淵一公編『多文化教育の比較研究 教育における文化的同化と多様化』第3版、九州大学出版会、1997、piii。傍点は原文ママ)としている。これを受けて、本論の課題設定では「共存」の語の方が適切であるため、「多文化教育」を用語として使用する。
- ² 「皇道興隆、知藩事任命、蝦夷地開拓ニ關シ行政官及六官等ノ官員ニ對スル御下問」(外務省編纂『日本外交文書』第2巻第1冊、外務省蔵版、日本外交文書頒布会、1954)、pp894-895。
- ³ 吉田憲司、吉田憲司「民族誌展示の現在 2003」(『大阪人権博物館紀要』第7号、大阪人権博物館、2003)、p90。
- ⁴ 吉田憲司『文化の『発見』』岩波書店、1999p8。
- ⁵ 2002年4月30日現在 住民基本台帳。
- ⁶ 2002年2月12日に二風谷博物館が所蔵する資料のうち919点が国の重要有形民俗文化財の指定(正式名称は「北海道二風谷及び周辺地域のアイヌ生活用具コレクション」)を

受けた。同時に萱野茂二風谷アイヌ資料館所蔵資料のうち 202 点、あわせて 1,121 点が指定を受けた。

- ⁷ 北海道開拓記念館編『2001 要覧』北海道開拓記念館、2001、p1。また、2002 年 3 月 31 日現在全資料数は 145,826 点であり、そのうち「民族」分類のものは 5,041 点である。ただし「民族」にはアイヌ民族以外の北方民族も含まれている（北海道開拓記念館三十周年記念誌編集委員会編『北海道開拓記念館三十周年記念誌』北海道開拓記念館、2002、pp168-169）。
- ⁸ 上野昌之「アイヌ文化の振興に関する考察 阿寒湖アイヌコタンの事例を中心に」（『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』別冊 8 号 2、早稲田大学大学院教育学研究科、2001）、p41。
- ⁹ 吉田憲司「民族誌展示の現在」（『民族学研究』62（4）、日本民族学会、1998）、p530。
- ¹⁰ 吉田憲司「先住民族と博物館 『アイヌからのメッセージ』展における自文化展示の新たな試み」（アイヌ文化振興・研究推進機構編『アイヌからのメッセージ ものづくりと心』アイヌ文化振興・研究推進機構、2003）、p149。
- ¹¹ これ以外に、現在は幕別町の管理となっている蝦夷文化考古館も挙げられる。
- ¹² 白老中核イオル整備促進期成会『白老中核イオル整備基本計画』白老中核イオル整備促進期成会、2004、p24。
- ¹³ アイヌ民族と観光の関連については東村岳史「『観光アイヌ』に見る和人のアイヌ民族差別」（『解放社会学研究』9、日本解放社会学会、1995）に詳しい。
- ¹⁴ 財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構ウェブページ <http://www.frpac.or.jp/itm/jigyo303.html>（2011 年 9 月 30 日閲覧）。
- ¹⁵ 阿部正己「北海道開拓使及び三縣時代のアイヌ教育（中）」（『歴史地理』第 37 巻第 4 号、日本歴史地理學會、1921）、p25。